

市税を一時に納付できない方のために 分割で納付できる猶予制度があります

長岡京市

市税を一時に納付できない方は、一定の要件に該当する場合に分割で納付することができますので、お早めに税務課 収納管理係までご相談ください。

※市税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。

※督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

換価の猶予

市税を一時に納付することにより、

事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは…



その市税の納期限から 6 か月以内に税務課または京都地方税機構に申請することにより、1 年以内の期限に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※換価とは、差押えた財産を金銭に換えて、滞納となっている税金に充当するための強制的手続きのことです。

※申請する市税以外に、既に滞納となっている税金がある場合、原則として申請による換価の猶予は認められません。

徴収の猶予

① 財産について災害を受け、又は盗難にあったとき

② 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したとき

③ 事業を廃止し、又は休止したとき

④ 事業について著しい損害を受けたとき

などにより、市税を一時に納付することができないときは…



税務課または京都地方税機構に申請することにより、1 年以内の期限に限り、徴収猶予が認められる場合があり

猶予が認められると…

- ・猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます
- ・財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

●このリーフレットの内容は、平成 28 年 4 月 1 日以降に行う猶予の申請について適用されます。

猶予を受けるための手続きについては裏面へ

申請の手続き

提出する書類

- ① 「換価の猶予申請書」又は「徵収の猶予申請書」
- ② 「財産収支状況書」 ※資産、負債、収支の状況などを記載してください
- ③ 担保の提供に関する書類（担保の提供が必要な場合）
- ④ 災害などの事実を証する書類（徵収の猶予の場合） ※罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

申請の期限

- ・換価の猶予：猶予を受けようとする市税の納期限から 6 か月以内
- ・徵収の猶予：表面①～④に該当する徵収猶予については、申請の期限はありません。
表面⑤に該当する徵収猶予については、納税すべき税額が確定した市税の納期限までに申請してください。

猶予の承認または却下

提出された書類の内容を審査した後、長岡京市または京都地方税機構から猶予の承認又は却下を通知します。猶予が承認された場合は、長岡京市または京都地方税機構から送付される「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画書のとおりに納付する必要があります。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。ただし、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が 100 万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が 3 か月以内である場合
- ・担保として提供できることができる種類の財産がない等、特別の事情がある場合

※【担保として提供することができる主な財産】土地、建物、有価証券、保証人など

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1 年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができると認められた期間に限られます。なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間中に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、税務課または京都地方税機構に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります。（当初の猶予期間と合わせて最長 2 年）

猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画のとおりの納付がない場合
- ・猶予を受けていた市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となった場合
- ・調査の結果、申告した内容と異なる収入、財産等の状況が確認された場合、など

【お問い合わせ先】長岡京市 税務課 収納管理係

〒617-8501 京都府長岡京市開田 1 丁目 1 番 1 号 ☎075-955-9509（収納管理係 直通）